

# 海外の病院で受診したとき

—— 立て替え払いをしたとき④ ——

海外の医療機関を受診したときは、支払った医療費の一部が療養費として支給されます。

注) 海外駐在者の方のみ、右記の申請書、同意書を添えて海外人事へご提出ください。

## 手続き

健保ホームページから「海外療養費支給申請書」「海外療養費調査に関する同意書」をダウンロードし、「領収書」を添えて海外人事経由で健保へ提出



治療目的で海外に行く場合は?

書類は外国語でOK?

詳しくは健保ホームページへ!

ホーム > 健保の給付 > 立て替え払いをしたとき

スマホはこちらから!

